

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	中比地地区 (中比地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月9日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中比地の農業は平野部分で展開しており、一方で住居となる箇所は山際の区域であり現状の少子高齢化の原因の一つとして次世代の住居確保の場所が無く後継ぎ確保が難しい状況課題。解消に向け圃場整備農用地の農地転用により宅地確保を行う事が難しい
圃場整備の農地を現状利用権設定により農業者に使用貸借している状況で、水利費・施設管理等は所有者が行っているため農地維持での支出・負担が大きいのが課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の通り農業者への使用貸借による集積・集約による農地利用を進めるが、高収益化・作業軽減により水利費等利用者が負担できる仕組みの構築が必要

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了している農振農用地区域で考えているが、まずは住居地の確保もあり農用地除外要件の軽減を希望する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を今後とも進める検討を行い、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約40年が経過し、水路・農道の経年劣化が大きいためまち直し等必要であるが所有者負担が大きく負担軽減が必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--